

国立大学法人岩手大学産休補助職員等就業規則

平成17年 3月29日 制定
平成28年 4月 1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条に規定する国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）が雇用の期間を定めて雇用する次の職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- 一 附属学校に勤務する女性職員が出産する場合において、当該職員（以下「産休職員」という。）の職務を補助させるための職員（以下「産休補助職員」という。）
- 二 附属学校に勤務する職員が国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則第2条に規定する育児休業を取得した場合において、当該職員（以下「育児休業職員」という。）の職務を補助させるための職員（以下「育児休業補助職員」という。）

(職種)

第2条 産休補助職員及び育児休業補助職員の職種は、次のとおりとする。

- 一 附属学校教員
- 二 医療職員（附属学校に勤務する栄養士に限る。）

(採用)

第3条 学長は、産休職員及び育児休業職員（以下「産休職員等」という。）の当該職務を補助することが必要と認められた場合は、産休補助職員及び育児休業補助職員（以下「産休補助職員等」という。）を採用することができる。

2 産休補助職員等の採用については、国立大学法人岩手大学職員採用規則を準用する。

(雇用期間)

第4条 産休補助職員の雇用期間は、産休職員が国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第21条第1項第6号及び第7号に規定する産前・産後休暇を取得する期間とする。

2 育児休業補助職員の雇用期間は、育児休業職員に係る当該育児休業期間の範囲内とする。

(退職)

第5条 産休補助職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、産休補助職員等としての身分を失う。

- 一 雇用期間が満了した場合
- 二 退職を申し出て学長から承認された場合
- 三 死亡した場合

(社会保険)

第6条 産休補助職員等の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の定めるところによる。

(規定の準用)

第7条 産休補助職員等には、この規則の定めるところによるほか、就業規則第5条から第7条まで、第10条、第22条、第26条から第40条まで、第44条から第56条まで及び第58条から第60条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第40条の規定に基づく勤務時間規則のうち、第19条第1項ただし書及び第2項から第5項の規定は準用しない。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 出産等において採用する補助職員の取扱いに関する要項に基づき採用され、この規則の施行日の前日に在職する者で、施行日以後も雇用期間のある者は、この規則の定めるところによる産休補助職員等とする。

附 則

この規則は、平成18年12月5日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。